

## ■ シリーズ「あなたに知ってもらいたい原賠制度」【14】（4月号メルマガ）

### 新規導入国の原子力損害賠償措置

4月号のQ&Aはいかがでしたでしょうか。Q1の補足として、損害賠償措置等における国の役割について解説します。

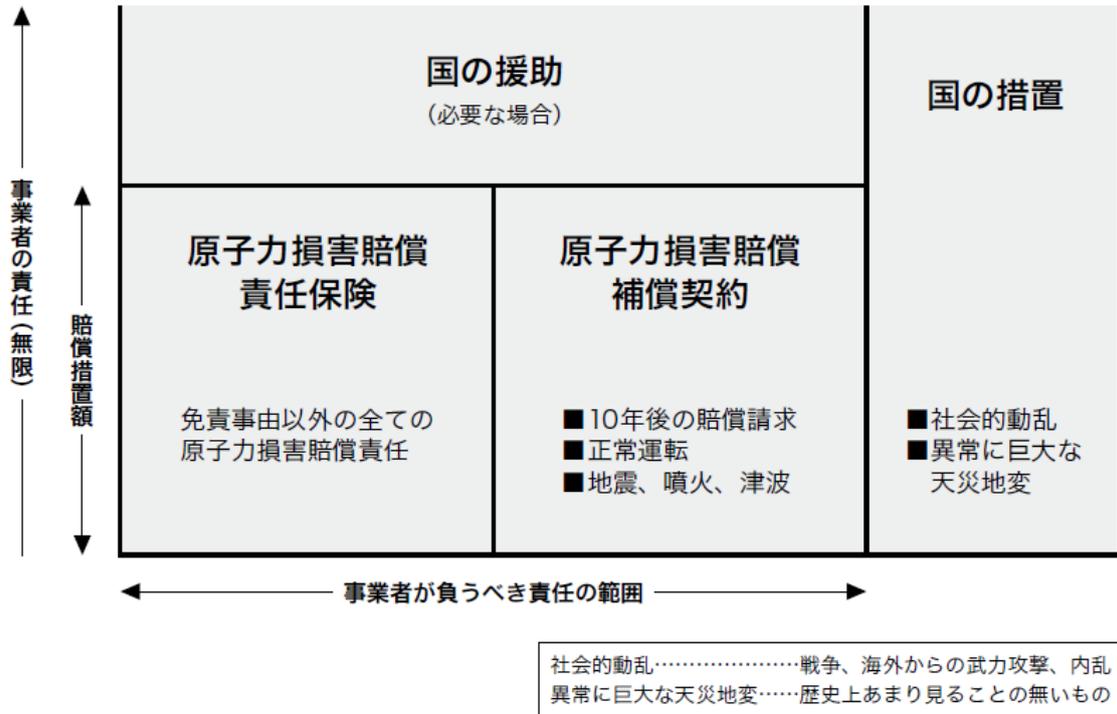
#### <損害賠償措置等における国の役割>

原子力産業について、災害時の事業者の責任を明確化する法律を制定することは不可欠である。しかし、厳格な責任を法制化するだけでは、実のところ十分ではない。原子力災害では大規模な損害が発生する危険があり、その賠償額も巨額にのぼる可能性があり、こうした損害賠償が現実に支払われるような制度がなければ、責任を明確化しても「絵に描いた餅」にしかならないからである。こうした見地から、今回ご紹介したさまざまな損害賠償措置がとられているが、それに加え、どの国の原賠制度においても、国の果たす役割は極めて大きなものとなっている。多くの国では事業者による損害賠償措置が機能しない場合や損害賠償措置額超過の場合などに、国による対処（補償、援助など）の仕組みが講じられている。

我国の場合、損害賠償措置において民間保険会社が引受けない損害賠償リスク（地震・噴火・津波による損害、損害発生から10年以上を経過した賠償請求、正常運転による損害）に対して、事業者は国（文部科学省）と政府補償契約を締結することによりこの賠償リスクを担保しており、損害賠償措置への現実的な対処は民間保険契約および政府補償契約のセットによっている。

また、損害賠償措置額を超えた事業者の賠償責任について、事業者が賠償支払いを履行できない場合に、国会の議決を経て国が援助することとされている。なお、事業者の負うべき責任の範囲外である「異常に巨大な天災地変」、「社会的動乱」によるものについては、国により必要な措置が講じられることとされている。

事業者責任と損害賠償措置の関係



以上